

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年10月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1031第2号」にて、下記項目の検体検査実施料が平成28年11月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

診療報酬点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D023「7」 微生物核酸同定 ・定量検査	百日咳菌核酸検出	LAMP法 (核酸増幅法)	360	微生物 150	※

[注]

※ ア 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。